

2026年1月22日

各位

会社名 株式会社ギークリー  
代表者名 代表取締役社長 奥山貴広  
(コード番号: 505A 東証スタンダード市場)  
問合せ先 取締役 浅野大樹人  
(TEL. 03-6418-9113)

## 株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2026年1月22日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所スタンダード市場への上場に伴う株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

### 1. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 3,210,000 株
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都渋谷区  
奥山 貴広 2,310,000 株  
東京都渋谷区道玄坂一丁目 10 番 8 号  
渋谷道玄坂東急ビル 2 F—C
- (3) 売出方法 売出価格での一般向け売出しとし、野村證券株式会社、みずほ証券株式会社、株式会社 SBI 証券、楽天証券株式会社、岡三証券株式会社、松井証券株式会社、東海東京証券株式会社、丸三証券株式会社及び極東証券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する。
- (4) 売出価格 未定（売出価格の決定にあたり、2026年2月9日に仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2026年2月17日に決定する。）
- (5) 申込期間 2026年2月18日（水曜日）から  
2026年2月24日（火曜日）まで
- (6) 申込株数単位 100 株
- (7) 株式受渡期日 2026年2月27日（金曜日）
- (8) 前記各項を除くほか、この株式売出しに関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 481,500 株（上限）  
(売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又は本売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況等を勘案した上で、2026 年 2 月 17 日（売出価格等決定日）に決定される)
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号  
野村證券株式会社 481,500 株（上限）
- (3) 売出方法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売出価格 未定（上記 1. における売出価格と同一となる。）
- (5) 申込期間 上記 1. における申込期間と同一である。
- (6) 申込株数単位 上記 1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株式受渡期日 上記 1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記 1. の引受人の買取引受による株式売出しが中止となる場合、本株式売出しも中止される。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願ひいたします。

【ご参考】

1. 株式売出しの概要

(1) 売出株式数

普　通　株　式	引受人の買取引受による売出し	3,210,000 株
	オーバーアロットメントによる売出し	481,500 株 (※)

(2) 需　要　の　申　告　期　間　2026年2月10日（火曜日）から

2026年2月16日（月曜日）まで

(3) 價　格　決　定　日　2026年2月17日（火曜日）

（売出価格は、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。）

(4) 申　込　期　間　2026年2月18日（水曜日）から

2026年2月24日（火曜日）まで

(5) 株　式　受　渡　期　日　2026年2月27日（金曜日）

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しほは、引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しあります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村證券株式会社が当社株主である奥山貴広（以下、「貸株人」という。）から借入れる株式であります。これに関連して、野村證券株式会社は、481,500株を上限として、貸株人より追加的に当社株式を取得する権利（以下、「グリーンシューオプション」という。）を、2026年3月26日を行使期限として付与される予定であります。

また、野村證券株式会社は、2026年2月27日から2026年3月26日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限（上限株式数）とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

野村證券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、上記グリーンシューオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出し届出目論見書（及び訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願ひいたします。

## 2. 株主への利益配分

### (1) 利益配分の基本方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを重視し、累進配当を基本方針としております。

### (2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、財務体質を考慮しつつ、今後の事業拡大のための資金として有効に活用していく方針としております。

### (3) 今後の株主に対する利益配分の具体的な増加策

今後につきましては、(1)の基本方針に基づき、業績の推移、財務状況及び将来の事業投資とのバランスを総合的に勘案しながら、継続的かつ安定的に株主への利益還元を実施してまいりたいと考えております。なお、現時点においては具体的な内容について決定しておりません。

### (4) 過去の3決算期間の配当状況

	2023年5月期	2024年5月期	2025年5月期
1株当たり当期純利益	35.78円	84.24円	44.18円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	5.00円 (一円)	23.00円 (一円)	13.50円 (一円)
実績配当性向	14.0%	13.7%	15.3%
自己資本当期純利益率	20.8%	56.7%	21.1%
純資産配当率	2.9%	8.0%	3.2%

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（期首・期末の平均）で除した数値であり、純資産配当率は、1株当たり年間配当額を1株当たり純資産（期首・期末の平均）で除した数値であります。

3. 2023年3月28日開催の臨時株主総会において、定款の一部変更を決議し、決算期を3月31日から5月31日に変更いたしました。従って、2023年5月期は2023年4月1日から2023年5月31日までの2ヶ月間の変則決算となっております。

4. 当社は、2025年8月31日付で株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、2024年5月期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

5. 上記4.の株式分割に関連して、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、2023年5月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、2023年5月期の数値（1株当たり配当額については全ての数値）については、PwC Japan有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	2023年5月期	2024年5月期	2025年5月期
1株当たり当期純利益	17.89円	84.24円	44.18円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	2.50円 (一円)	11.50円 (一円)	6.75円 (一円)

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出し届出目論見書（及び訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

### 3. ロックアップについて

上記1. の引受人の買取引受による株式売出しに関連して、貸株人かつ売出人である奥山貴広、当社株主である株式会社ブリッジインベストメント及びギークリー従業員持株会並びに当社新株予約権者である西内信、浅野大樹人及び永井正樹は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2026年8月25日までの期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、上記1. の引受人の買取引受による株式売出し、上記2. のオーバーアロットメントによる株式売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンショーオプションの対象となる当社普通株式を野村證券株式会社が取得すること等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社普通株式の割当を受けた者（ギークリー従業員持株会）及び当社新株予約権の割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。

### 4. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 「2. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出席出目論見書（及び訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願ひいたします。